

仕様書

公益財団法人東京観光財団

第1 件名

平成30年度東京ブランドの発信に係るイベント企画運營業務委託

第2 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）に決定した。

本委託業務は、アイコンを活用し、東京ブランドを広くPRすることで、ブランドイメージの更なる普及・浸透及び民間での更なる活用の促進を目的とする。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

第4 委託内容

1 東京ブランドPRイベントの実施

(1) イベント概要

東京ブランドの普及・浸透を目的とし、都民及び国内旅行者を対象とした東京ブランドPRイベントを企画・実施すること。（2回以上が望ましい。）

(2) 実施期間

イベントの実施期間は平成30年10月1日から平成31年3月31日までとすること。

(3) 実施内容

既存のイベントにブース出展等を行い、以下の内容を組み合わせた東京ブランドPRイベントを実施すること。

ア 東京ブランドの紹介

展示パネルを作成・設置するなど東京ブランドを効果的に紹介すること。

イ 公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）が手配するギブアウェイ類等の配布

ウ 東京ブランドPRイベントの目的に資する企画提案による内容

エ 東京ブランドイメージ映像の放映

(4) 運営スタッフ・人員の手配

東京ブランドPRイベントを実施するに当たって、必要となる運営スタッフ等を手配すること。

(5) 連絡・調整業務

既存イベントへのブース出展等に際しては、運営に当たり全ての関係者と適宜・適切な連絡、

調整を行うこと。特に出展共通ルール等の認識合わせに留意し、トラブルがないよう準備を行うこと。

(6) 効果測定

本委託業務の効果を把握するため、効果測定の方法を提案すること。

(7) その他

ブース出展等に係る申請手続き及び出展料の支払い等も本委託業務内で受託者が行うこと。必要に応じてイベント保険等への加入を適切に行うこと。

2 全体運営

(1) 実施体制

本委託業務における実施体制を明確化し（業務遂行に当たり協力先等がある場合はそれらも含む。）、体制管理を徹底すること。加えて、常時速やかに連絡・調整が可能な担当者を配置し、本委託業務全体の統括を行うこと。

(2) 進捗状況の管理

本委託業務について円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から実績報告書提出までの業務スケジュールをTCVBに提出し承認を得ること。また、履行に当たってはTCVBに対し進捗状況を適宜報告し、その都度修正指示等に対応すること。

(3) クリエイティブディレクターとの連携

ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが広告、会場レイアウト、装飾デザイン、施工等全体に渡って監修・確認を行う。受託者は十分なスケジュールを確保したうえで、当該クリエイティブディレクターと調整・連携して業務を進めること。

(4) イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費は全て受託者の負担とする。なお、TCVBで管理している写真素材（オフィシャルウェブサイトGO TOKYO <https://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については、自由に使用可能である。

(5) その他

本委託業務の企画運営においては、以下のサイトを参照しブランドコンセプト及びブランド関係規程等を十分に理解したうえで実施に当たること。

*東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

*アイコンについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

第5 提出物

業務終了後、以下について速やかに提出すること

1 実施報告書【出力したもの3部及び電子データ】

- (1) A4 版縦、横書きカラーで作成すること。
 - (2) 目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。
 - (3) 記録写真・効果測定結果等を含む。
 - (4) 電子データは CD-R 又は DVD-R に収め、提出すること。
- 2 制作物等のデザインデータ
- 本委託業務のために制作したデザインデータを pdf データ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）の状態に CD-R 又は DVD-R に収め、提出すること。

第 6 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては本委託業務完了後に一括で行う。

第 7 作成物・成果物に関する権利の帰属

- 1 本委託業務においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。
- 3 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本著作物の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 5 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第 8 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本委託業務の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

第 9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 10 個人情報の保護

別紙 1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第 11 その他

- 1 本仕様書にない内容については、両者協議のうえ、決定する。

- 2 その他やむを得ない事情により仕様内容に変更が必要となる場合は、両者協議のうえ、変更する。
- 3 本委託業務の委託者は TCVB であるが、ブース出展の管理運営等に係る一切の責任は受託者にあるものとする。
- 4 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。

第 12 担当

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

担当：赤村、北村、藤井

電話：03-5579-2681